

## 越谷市歯科口腔保健の推進に関する条例〈案〉

### (目的)

第 1 条 この条例は、口腔の健康が市民の健康で質の高い生活を営む上で重要な役割を果たしていることに鑑み、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年法律第 95 号）に基づき、歯科口腔保健の推進に関し、基本理念を定め、市、歯科医療等業務従事者、保健等業務従事者、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、歯科口腔保健を推進するための施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生涯にわたる健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科口腔保健 歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持をいう。
- (2) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者及びこれらの者をもって組織する団体をいう。
- (3) 保健等業務従事者 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連する分野に係る業務に従事する者及びこれらの者をもって組織する団体をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を行う者をいう。
- (5) 歯科健診等 歯科に係る健康診査、健康診断及び保健指導等をいう。

### (基本理念)

第 3 条 歯科口腔保健の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 市民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- (2) 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- (3) 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連分野における施策との連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条の基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(歯科医療等業務従事者及び保健等業務従事者の責務)

第 5 条 歯科医療等業務従事者及び保健等業務従事者は、相互に連携を図りながら、基本理念にのっとり、適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯科口腔保健の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 6 条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の歯科健診等を受ける機会を確保することにより、従業員に対する歯科口腔保健の推進に関する取組を支援するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、歯科口腔保健に関する正しい知識と理解を深め、定期的な歯科健診等の受診を心がけ、必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、生涯にわたり、歯科口腔保健の推進に取り組むよう努めるものとする。

(施策の基本的事項の実施)

第 8 条 市は、歯科口腔保健を推進するため、次に掲げる事項を基本とする施策を実施するものとする。

- (1) 乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期及び妊娠期における歯科口腔保健の推進に必要な施策
- (2) 障がいのある者、介護を必要とする者等に対する歯科口腔保健の推進に必要な施策
- (3) 口腔がんに関する知識の普及及び早期発見に必要な施策
- (4) 歯科口腔保健に関する情報の収集及び普及啓発の推進に必要な施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民の歯科口腔保健の推進に必要な施策

(財政上の措置等)

第 9 条 市は、歯科口腔保健に関する施策を推進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。